

令和7年4月20日執行与那原町議会議員一般選挙

公費負担の手引

選挙運動用自動車

選挙運動用ビラ

選挙運動用ポスター

与那原町選挙管理委員会

TEL 098-945-2201(総務課) 098-945-3394(選管直通)

は　じ　め　に

この手引きは、候補者の選挙運動の費用の一部を「与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規程に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明した手引きです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により、間違いないよう手続きをしてください。

- (注) 1 公費で負担する経費は、候補者が供託物（金）を没収された場合には請求できませんのでご留意ください。
- 2 費用の請求期限は、令和7年5月5日（月）となりますが、祝日になるため5月2日（金）までに提出のご協力をお願いいたします。

令和7年2月26日

与那原町選挙管理委員会

凡　例
法 公職選挙法
令 公職選挙法施行令
規則 公職選挙法施行規則

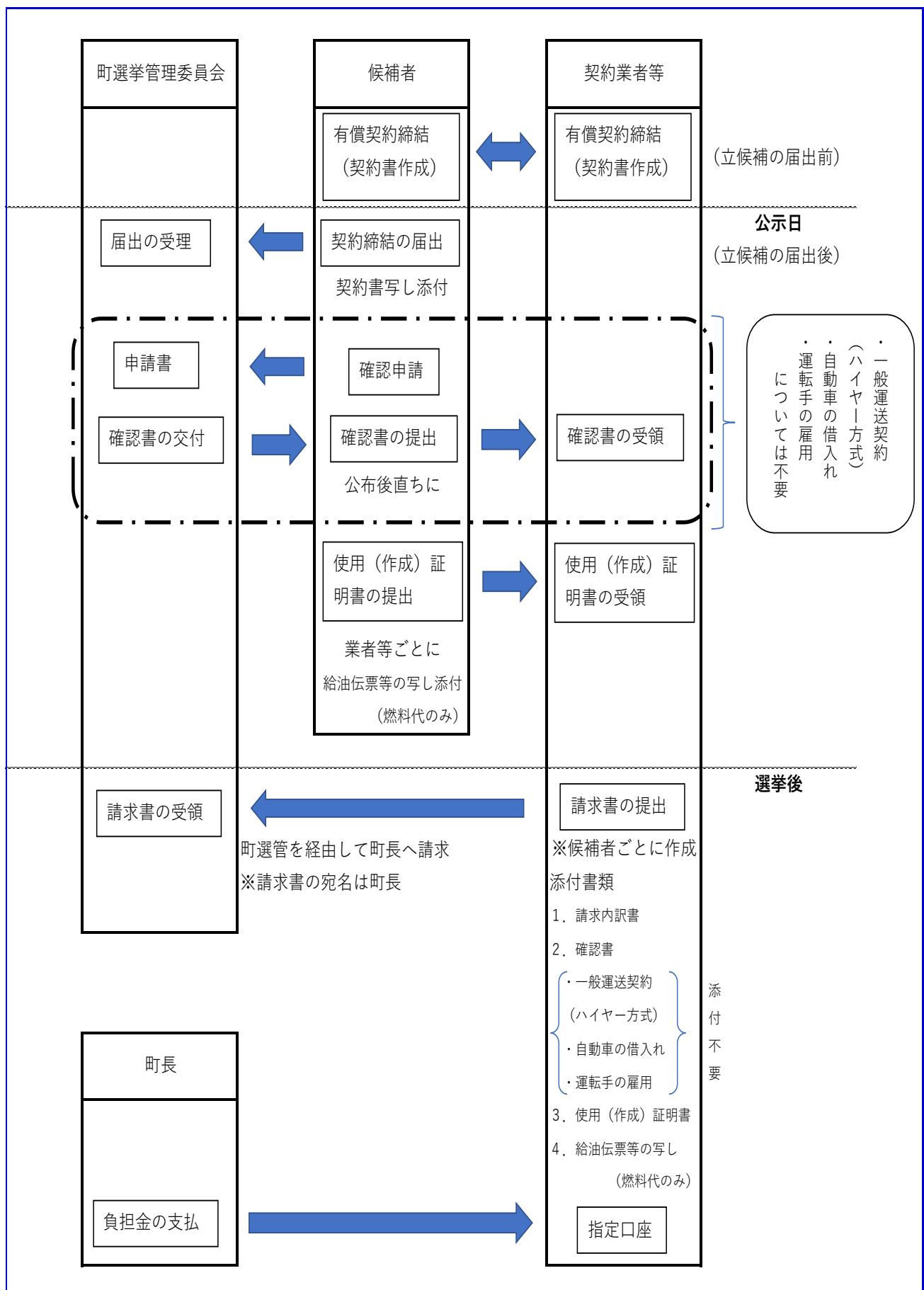
目 次

I	公費負担の対象とその限度額	4
II	公費負担に係る手続フロー図	5
	・ 公費負担関係書類一覧（兼チェック表）	6
III	公費負担制度とは	8
IV	選挙運動用自動車の使用の公営	9
V	選挙運動用ビラの作成の公営	12
VI	選挙運動用ポスターの作成の公営	14
◎	契約終結上の注意	16
◎	経費を請求する際の注意事項	16
◎	各種届出様式記載例等	
	・ 選挙運動用自動車の使用関係	17
	・ ビラ作成関係	34
	・ ポスター作成関係	40
◎	その他資料等	
	・ 選挙運動の公費負担に関する条例（与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例）	46

I 公費負担の対象とその限度額

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選 挙 運 動 用 自 動 車 そ の 他 の 契 約	1.	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車のそれ ぞれにつき選挙運動用自 動車として使用された各 日の料金の合計額 (同一の日については、 1台に限る)	各日について、32,250円。そしてそ の合計額 (無投票の場合、1日分32,250円が 限度)
	2	自動車借り契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車のそれ ぞれにつき選挙運動用自 動車として使用された各 日の料金の合計金額 (同一の日については、 1台に限る)	各日について、 7,900円。そして その合計額。 (無投票の場 合、1日分7,900 円が限度)
		燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金	3,780円×選挙運 動の日数。 (無 投票の場合、1 日)
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転 手のそれぞれにつき、選 挙運動用自動車の運転業 務に従事した各日につい てその勤務に対して支払 う報酬の合計金額 (同一の日については、 1人に限る)	各日について、 6,250円。そして その合計額。 (無投票の場 合、1日分6,250 円が限度)
ビ ラ	2種類以内1,600枚まで		1枚あたり7円51銭	
ポ ス タ ー	当該候補者を通じて、作成単価（1,250円）に作成枚 数（選挙区内のポスター掲示場数（10ヶ所））を乗じ た金額		1,250円×10ヶ所	

II 公費負担に係る手続フロー図（自動車の使用・ビラ、ポスターの作成）



公費負担関係書類一覧（兼チェック表）

○提出の方法 持参

事前に町選管に Mail (yona.senkan@town.yonabaru.lg.jp) 又は FAX (945-6074) し、内容確認後に提出してください。

区分		提出書類	提出時期	提出者	提出先
選挙運動用自動車使用	自動車借入料	<input type="checkbox"/> 契約届出書、契約書（写）	告示日後 (契約後直ちに)	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 証明書（自動車）	告示日後	候補者	契約業者
		<input type="checkbox"/> 請求書（以下を添付） ・請求内訳書	選挙期日後	契約業者	町選管
		<input type="checkbox"/> 証明書			
選挙運動用自動車使用	燃料代	<input type="checkbox"/> 契約届出書、契約書（写）	告示日後 (契約後直ちに)	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 確認申請書（燃料代）	告示日後	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 確認書	確認申請後町選管 から交付後直ちに	候補者	契約業者
		<input type="checkbox"/> 証明書（燃料）	告示日後	候補者	契約業者
		<input type="checkbox"/> 請求書（以下を添付） ・請求内訳書 ・給油伝票の写し ・確認書 ・証明書	選挙期日後	契約業者	町選管
選挙運動用自動車使用	運転手報酬	<input type="checkbox"/> 契約届出書、契約書（写）	告示日後 (契約後直ちに)	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 証明書（運転手）	告示日後	候補者	運転手
		<input type="checkbox"/> 請求書（以下を添付） ・請求内訳書 ・証明書	選挙期日後	運転手	町選管
ビラ作成費	ビラ作成費	<input type="checkbox"/> ビラの見本	告示日前 (事前審査時)	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 契約届出書、契約書（写）	告示日後 (契約後直ちに)	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 確認申請書（作成枚数）	告示日後	候補者	町選管
		<input type="checkbox"/> 確認書	確認申請後町選管 から交付後直ちに	候補者	契約業者

ビラ作成費	<input type="checkbox"/> 証明書（ビラ作成）	告示日後	候補者	契約業者
	<input type="checkbox"/> 請求書（以下を添付） <ul style="list-style-type: none"> ・請求内訳書 ・確認書 ・ビラの見本 ・証明書 	選挙期日後	契約業者	町選管
	<input type="checkbox"/> 契約届出書、契約書（写）	告示日後 (契約後直ちに)	候補者	町選管
	<input type="checkbox"/> 確認申請書（作成枚数）	告示日後	候補者	町選管
	<input type="checkbox"/> 確認書	確認申請後町選管 から交付後直ちに	候補者	契約業者
	<input type="checkbox"/> 証明書（ポスター作成）	告示日後	候補者	契約業者
ポスター作成費	<input type="checkbox"/> 請求書（以下を添付） <ul style="list-style-type: none"> ・請求内訳書 ・確認書 ・証明書 	選挙期日後	契約業者	町選管

◎公費負担の請求は、選挙期日後 15 日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）、令和7年5月5日（月）（祝日のため、5月2日（金）までに提出のご協力をお願いいたします。

III 公費負担制度とは

国や地方自治体が、選挙運動費の一部を公費により負担する制度で、限度額を定額で交付するのではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を負担するものです。これは、金のかからない選挙を実現するとともに候補者間の選挙運動の機会均等を図ることによって、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

1 公費負担制度が適用される候補者の範囲

公費負担を受けるためには、供託物（金）を没収されないことが条件になります。したがって、選挙の結果をみないと公費負担制度が適用される候補者かどうかわかりませんので、あらかじめ注意が必要です。

なお、以下の投票数に達しないときは、供託物は没収されます。（法 93①）

与那原町議会議員選挙（供託金 15 万円）・・・有効投票総数÷町の議員定数÷10

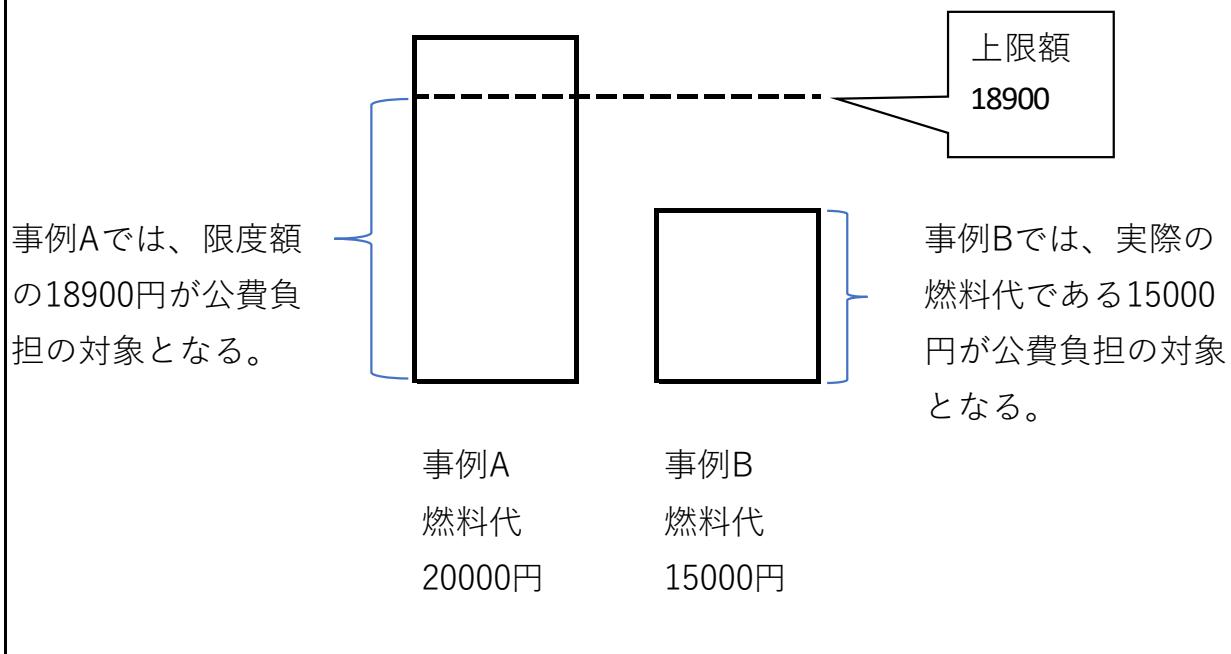
2 業者等に対する支払い

公費負担の経費は、与那原町長が直接、業者等に支払いますので、候補者、業者等は所定の手続きを定められた期限までに必ず行ってください。

3 公費負担金額の範囲

契約業者等が支払いを受けられる金額には一定の限度額が定められています。限度額を上回る金額は、候補者が支払うことになりますので、契約の際には候補者と業者等との間で経費の支払方法等について十分協議しておくことが大切です。

例えば選挙運動用自動車の燃料代で、限度額が18900円の場合



IV 選挙運動用自動車の使用の公営

1 選挙運動用自動車の使用の契約の方式には、次の二つ的方式があります。

(1) 一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送業者から、燃料、運転手とを併せて自動車を借り上げたときには、

借上げ料 1日当たり 32,250円を限度

限度額 161,250円（32,250円×5日）

（注）一般乗用旅客自動車運送業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規程する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいい、自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送するいわゆるハイヤー方式等の事業の免許を受けた者をいう。

(2) 個別契約（レンタル方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と自動車、燃料、運転手それぞれ個別に契約した際の限度額は下記になります。

（ア）自動車の借入料

1日当たり 7,900円を限度

限度額 39,500円（7,900円×5日）

（イ）燃料購入代

限度額 18,900円（3,780円×5日）

燃料代については、町選挙管理委員会に確認を受ける必要があります。

（ウ）運転手の報酬

1日当たり 6,250円を限度

限度額 31,250円（6,250円×5日）

（注）公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者との有償契約によって使用する場合に対象となりますから、候補者自身が所有する自家用車を使用したような場合には、その自動車の使用については公費負担の対象とはなりません。しかし、知人から自動車を借り入れるような場合は自動車の借入料のほか、燃料（購入）代や運転手の報酬は公費負担の対象となります。この場合、有償契約をした者に限られますから必ず契約を締結してください。

自動車の借り入れ、燃料の供給又は運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合に、契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合に限り、公費負担の対象とされます。したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を同じくしている候補者夫人であるときは、夫人が自動車の貸し出しを業としていない限り、自動車の使用の公営は認められません。

2 経費の支払いを受けるための手続

(1) 契約の締結の届出（候補者から町選管へ）

（提出書類）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

(添付書類)

契約書の写し

(2) 自動車の燃料代の確認申請 (候補者から町選管へ)

一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）を締結した場合には、申請の必要はありません。

(提出書類)

自動車燃料代確認申請書

※ 候補者は、町選管が発行する確認書を、業者等に渡してください。

(3) 請求書の提出 (業者等から町選管を経由して町長へ)

① 一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）の場合

(提出書類)

請求書（選挙運動用自動車の使用）

(添付書類)

(ア) 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約により自動車を使用した場合)

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（←候補者から業者へ提出される）

② 個別契約（レンタル方式）の場合

ア 選挙運動用自動車については

(提出書類)

請求書（選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ））

(添付書類)

(ア) 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合（自動車の借入れ））

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（←候補者から業者へ提出される）

イ 燃料代については

(提出書類)

請求書（選挙運動用自動車の使用（燃料代））

(添付書類)

(ア) 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合（燃料代））

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（←候補者から業者へ提出される）

(ウ) 給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規程する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規程する4けた以下のアラビア数字、燃料配給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し（←候補者から業者へ提出される）

(エ) 自動車燃料代確認書（←町選管から候補者を経由して業者へ提出される）

ウ 運転手の報酬については

(提出書類)

請求書（選挙運動用自動車の使用（運転手））

(添付書類)

(ア) 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合（運転手））

(イ) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（←候補者から業者へ提出される）

※ ①の場合、又は②のア、イ、ウのそれぞれの場合ごとに請求書を作成してください。

◎提出期限

上記書類（1）の契約の締結の届出関係については、契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに）、（3）の請求書関係については、選挙期日後 15 日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）、令和 7 年 5 月 5 日（月）が祝日のため、5 月 2 日（金）までに提出のご協力をお願いいたします。

V 選挙運動用ビラの作成の公営

候補者 1 人について選挙運動用ビラを次の種類及び枚数まで作成でき、一定の限度で経費を公費で負担します。

2 種類以内のビラ 1,600 枚

1 公費負担の限度額

- (1) 作成単価の限度額 7 円 51 銭
- (2) 同一業者で法定枚数のビラを作成した場合の作成単価の限度額は
 $7.51 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 枚} = 12,016 \text{ 円}$ となります。

2 作成枚数の限度及びその確認

法定の枚数範囲内であることについて、町選管が確認したものに限られます。

※ 作成単価と作成枚数は、それぞれ契約と基準を比較して低い方で総額を算出するので、契約を締結する際に注意してください。

3 経費の支払いを受けるための手続き

- (1) 契約の締結の届出（候補者から町選管へ）
(提出書類)
ビラ作成契約届出書
(添付書類)
契約書の写し
- (2) ビラ作成枚数の確認申請（候補者から町選管へ）
(提出書類)
ビラの作成枚数確認申請書
※ 候補者は、町選管が発行する確認書を業者等に渡してください。
- (3) 請求書の提出（業者から町選管へ）
(提出書類)
請求書（ビラの作成）
(添付書類)
 - (ア) 請求内訳書（ビラの作成）
 - (イ) ビラの作成証明書（←候補者から業者へ提出される）
 - (ウ) ビラの作成枚数確認書（町選管から候補者を経由して業者へ提出される）
 - (エ) ビラ見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）

◎提出期限

上記書類（1）の契約の締結の届出関係については、契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに）、（3）の請求書関係については、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）、令和7年5月5日（月）が祝日のため、5月2日（金）までに提出のご協力をお願いいたします。

4 選挙運動費用への算入

選挙運動用ビラの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出の部のみ計上し、収入の部には参考欄に記載すること）

VI 選挙運動用ポスターの作成の公営

候補者は、町選管の設置するポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができます。このポスターの作成経費について、一定の限度で経費を公費で負担します。

ポスター掲示場の数 10 箇所

1 公費負担の限度額

(1) 作成単価の限度額 1,250 円

(2) ポスター作成の公費負担の限度額

作成単価 (1,250 円) × ポスター掲示場の数 (10 箇所) = 12,500 円

2 公費負担の限度及びその確認

法定の枚数の範囲内であることについて、町選管が確認したものに限られます。

※ 作成単価と作成枚数は、それぞれ契約と基準を比較して低い方で総額を算出するので契約を締結する際に注意してください。

(例) 単価 800 円、作成枚数 15 枚、契約金額が 12,000 円で契約した場合

公費負担は、単価 800 円、作成枚数 10 枚として計算し、負担額は 8,000 円となります。

3 経費の支払いを受けるための手続き

(1) 契約の締結の届出 (候補者から町選管へ)

(提出書類)

ポスター作成契約届出書

(添付書類)

契約書の写し

(2) ポスター作成枚数の確認申請 (候補者から町選管へ)

(提出書類)

ポスター作成枚数確認申請書

※ 候補者は、町選管が発行する確認書を業者等に渡してください。

(3) 請求書の提出 (業者から町選管へ)

(提出書類)

請求書 (ポスターの作成)

(添付書類)

(ア) 請求内訳書 (ポスターの作成)

(イ) ポスター作成証明書 (←候補者から業者へ提出される)

(ウ) ポスター作成枚数確認書 (町選管から候補者を経由して業者へ提出される)

◎提出期限

上記書類（1）の契約の締結の届出関係については、契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補者の届出後直ちに）、（3）の請求書関係については、選挙期日後15日以内（選挙運動費用収支報告書の提出期限）となりますが、令和7年5月5日（月）が祝日のため、5月2日（金）までに提出のご協力をお願いいたします。

4 選挙運動費用への算入

選挙運動用ポスターの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出の部のみ計上し、収入の部には参考欄に記載すること）

◎ 契約締結上の注意

1 契約締結の相手方について

ビラの作成、ポスターの作成については、公職選挙法では契約の相手方を「～の作成を業とする者」と規定しています。ポスター作成を例に取ると、「デザイン」をデザイン業者と、「印刷」を印刷業者とそれぞれ契約した場合、町の公費負担は印刷業者との契約のみになります。

2 収入印紙について

ビラ、ポスターの作成契約は、請負に関する契約と考えられ、印紙税法により1万円以上の契約金額のものは課税の対象をされています。収入印紙の額は、100万円までの契約は200円、100万円を超える200万円までの契約については400円とされています。

一般乗用旅客自動車運送業者との契約（ハイヤー方式）の場合は、運送に関する契約に当たるため収入印紙が必要になりますが、個別契約（レンタル方式）「自動車の借り入れ」、「燃料の供給」及び「運転手の雇用」については、候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体になって運行していないこと、また3ヵ月以内の短期間の契約であることにより収入印紙の貼付けは必要ないとされています。

◎ 経費を請求する際の注意事項

(注1) 請求について（令和7年5月2日までに与那原町選挙管理委員会に請求すること）

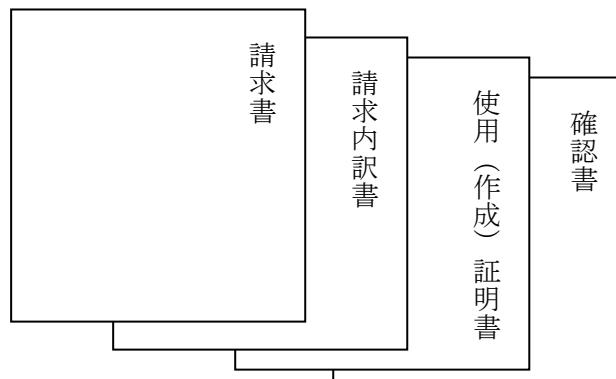
1. 候補者が供託物（金）を没収された場合には、町に支払いを請求することはできない。
2. 請求金額に使用する数字はアラビア数字によること。（金額訂正は行わないこと）
3. 請求書の全ての記入は、訂正印、ミスノン等を使用して訂正、修正をしないこと。書き損じた場合は、新たに書き換えること。
4. 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。
5. 請求書下段に記載の「備考」に注意し、添付書類等に漏れがないようにすること。

(注2) 支払方法（銀行振込とする。）

1. 銀行名、普通・当座の別、口座番号、口座名義人を記入すること。
2. 請求人と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。

(注3) 提出書類

提出書類は請求区分ごとに下図の順につづり、クリップどめにすること。



選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用を締結したので届け出ます。

届出年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

※戸籍名

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
		～	円 1日／円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	R7.4.9	与那原町字〇〇〇△△番地 (株)〇〇レンタリース 代表取締役 沖縄次郎	R7.4.15 ～ R7.4.19	円 39,500	1日／円 7,900
運転手の雇用	R7.4.9	(法人ではなく運転手個人と契約) 氏名:与那原三郎 住所:与那原町字〇〇〇△△番地	R7.4.15 ～ R7.4.19	円 31,250	1日／円 6,250
燃料代	R7.4.9	与那原町字〇〇〇△△番地 〇〇石油(株) 代表取締役 沖縄四郎	自動車登録番号 沖縄580 わ 12-34	円 140.00	1リッル／円 140.00

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

取入
割印
印紙

運送契約書（ハイヤー方式）

与那原町議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条第1項選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号 _____

3 台数 1台

4 使用期間

令和____年____月____日から
令和____年____月____日まで ____日間

5 契約金額（税込）_____円

内訳 1日 _____円 × ____日間

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

7 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所
名称
代表者

会社印
代表者印

車両賃貸借契約書（レンタル方式）

与那原町議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____
_____ (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定
する選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号 _____

3 台数 1台

4 使用期間

令和____年____月____日から
令和____年____月____日まで _____日間

5 契約金額（税込） _____円

内訳 1日 _____円 × _____日間

6 使用上の義務

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

8 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代 表 者

会社印
代表者印

自動車運転契約書（レンタル方式）

与那原町議会議員一般選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和____年____月____日から
令和____年____月____日まで ____日間

2 契約金額（税込） _____円 (1日につき _____円)

3 運転する自動車の登録番号 _____

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

5 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者
住 所 _____ 印
氏 名 _____

乙 住 所 _____ 印
氏 名 _____

選挙運動用自動車燃料供給契約書（レンタル方式）

与那原町議会議員一般選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和____年____月____日から令和____年____月____日まで ____日間

2 供給場所

所在地 _____

名 称 _____

3 供給を受ける自動車の登録番号 _____

4 金 額（税込）

単価1リットル当たり_____円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

6 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代表者

会社印
代表者印

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

申請年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

※戸籍名

記

1 契約年月日

令和7年4月15日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名又は名称：〇〇石油(株)

(2) 住 所：与那原町字〇〇〇△△番地

(3) 法人の代表者：代表取締役 沖縄四郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

沖縄 580 わ 12 - 34

4 確認申請金額 18,900 円

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	18,900 円	18,900 円
燃 料 代 計 (a)+(b)	18,900 円	18,900 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から与那原町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年月日

令和7年4月22日

※契約の履行後

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者 との運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名 (名称)	(株)OOレンタリース	
	住所	与那原町字〇〇〇△△番地	
	代表者	代表取締役 沖縄次郎	
車種及び自動車登録番号 (契約書と要一致)	運送等年月日 (告示日～投票日の前日の間)	運送等金額	備考
沖縄 580 わ 12 - 34	令和7年 4月 15日～ 令和7年 4月 19日	※左記の期間の合計額 39,500 円	
沖縄 _____ - _____	年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
沖縄 _____ - _____	年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が与那原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、与那原町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 32,250 円
(2) (1)以外の場合 7,900 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、与那原町に支払を請求することはできません。

(その2)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年月日
令和7年4月22日
※契約の履行後

※給油伝票の写しを添付

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

記

燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名 (名称)	○○石油(株)			
	住所	与那原町字○○○△△番地			
	代表者	代表取締役 沖縄四郎			
燃料供給年月日 (告示日～投票日の前日の間)	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
1 令和7年4月15日	沖縄 580 わ 12 - 34	27.0 リツル	3,780 円		
2 令和7年4月16日	沖縄 580 わ 12 - 34	27.0 リツル	3,780 円		
3 令和7年4月17日	沖縄 580 わ 12 - 34	27.0 リツル	3,780 円		
4 令和7年4月18日	沖縄 580 わ 12 - 34	27.0 リツル	3,780 円		
5 令和7年4月19日	沖縄 580 わ 12 - 34	27.0 リツル	3,780 円		
合計	↑ 契約書と一致	135.0 リツル	18,900 円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が与那原町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、与那原町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

公費負担に必要な給油伝票の写しの例

○燃料代の請求の際には、確認書や証明書の他に、給油伝票の写しの添付が必要です。

○A4紙に複数枚の伝票の写しを日付順に並べる等、確認しやすいようにして下さい。

例1

納品書		伝票を受け取ったときは、記載漏れがないか確認して下さい。	
与那原 太郎 様	〇〇石油（株） 〒〇〇〇-〇〇〇〇 与那原町字〇〇〇〇 098-〇〇〇〇		
候補者以外の宛名は不可 例 〇〇後援会	<ul style="list-style-type: none">届け出た選挙運動用自動車であること。登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載		
選挙運動期間中であること	日付	自動車登録番号	
	令和〇年〇月〇日	沖縄580 わ 1234	
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	27	140	3780

例2

納品書		伝票を受け取ったときは、記載漏れがないか確認して下さい。	
壳上	令和〇年〇月〇日		
与那原 太郎 様	選挙運動期間中であること		
登録番号	候補者以外の宛名は不可 例 〇〇後援会		
沖縄580 わ 1234			
レギュラーガソリン			
27.0リットル			
@¥140			
合計	¥3,780		
<ul style="list-style-type: none">届け出た選挙運動用自動車であること。登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載			
〇〇石油（株） 与那原町字〇〇〇△△ 098-〇〇〇-〇〇〇〇			

(その3)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年月日

令和7年4月22日

※契約の履行後

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

記

運転手の氏名及び住所	氏名	与那原三郎
	住所	与那原町字〇〇〇△△番地
雇用年月日 (告示日～投票日の前日の間)	報酬の額	備考
令和7年 4月 15日～ 令和7年 4月 19日	※左記の期間の合計額 31,250 円	
年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
年 月 日～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が与那原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、与那原町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて8,800円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、与那原町に支払を請求することはできません。

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日

令和7年4月26日

※投票日以降

与那原町長 殿

氏名 : (株)OOレンタリース 印
(名称)

住所 : 与那原町字〇〇〇△△番地

代表者 : 代表取締役 沖縄次郎
氏名

電話番号 : 098-〇〇〇-〇〇〇

記

1 請求金額 161,250 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年4月20日執行 与那原町議会議員一船選挙

4 候補者の氏名 与那原 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	〇〇 銀行 〇〇	支店・出張所
預金の種類	普通預金	当座預金
口座番号	0123456	
ふりがな	だいひょうとりしまりやく おきなわじろう	
口座名義	代表取締役 沖縄次郎	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与那原町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 預金の種類は該当するものを〇で囲んでください。
- 5 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

請求内訳書(ハイヤー・タクシー方式)
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日 (告示日～投票 日の前日)	運送金額　(イ)	基準限度額　(ロ)	請求金額	備考
1 <i>R7.4.15</i>	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	32,250 円	
2 <i>R7.4.16</i>	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	32,250 円	
3 <i>R7.4.17</i>	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	32,250 円	
4 <i>R7.4.18</i>	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	32,250 円	
5 <i>R7.4.19</i>	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	円　台　円 $32,250 \times 1 = 32,250$	32,250 円	
計			161,250 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書(レンタル方式)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

使用年月日 (告示日～投票 日の前日)	借入れ金額　(イ)	基準限度額　(ロ)	請求金額	備考
1 <i>R7.4.15</i>	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	7,900　円	
2 <i>R7.4.16</i>	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	7,900　円	
3 <i>R7.4.17</i>	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	7,900　円	
4 <i>R7.4.18</i>	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	7,900　円	
5 <i>R7.4.19</i>	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	円　台　円 $7,900 \times 1 = 7,900$	7,900　円	
計			39,500　円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

請　求　書
(選挙運動用自動車の使用(燃料代))

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日

令和7年4月26日

※投票日以降

与那原町長 殿

氏名
(名称) : ○○石油(株) 印

住所 : 与那原町字○○○△△番地

代表者
氏名 : 代表取締役 沖縄四郎

電話番号 : 098-000-000

記

1 請 求 金 額 18,900 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年4月20日執行 与那原町議会議員一船選挙

4 候補者の氏名 与那原 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	○○	銀行	○○	支店・出張所
預金の種類		普通預金	・	当座預金
口座番号	8960			
ふりがな	だいひょうとりしまりやく おきなわしろう			
口座名義	代表取締役 沖縄四郎			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与那原町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 預金の種類は該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

請求内訳書(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日 (告示日～投票 日の前日)	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (口)	請求金額	備考
1 <i>R7.4.15</i>	沖縄 580 わ 12 - 34	単価 リツ トル 円 $140 \times 27.0 = 3,780$			
2 <i>R7.4.16</i>	沖縄 580 わ 12 - 34	単価 リツ トル 円 $140 \times 27.0 = 3,780$			
3 <i>R7.4.17</i>	沖縄 580 わ 12 - 34	単価 リツ トル 円 $140 \times 27.0 = 3,780$			
4 <i>R7.4.18</i>	沖縄 580 わ 12 - 34	単価 リツ トル 円 $140 \times 27.0 = 3,780$			
5 <i>R7.4.19</i>	沖縄 580 わ 12 - 34	単価 リツ トル 円 $140 \times 27.0 = 3,780$			
計		18,900 円	18,900 円	18,900 円	

備 考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(口)の(計)欄のうちいづれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(その3)

請求書

(選挙運動用自動車の使用(運転手))

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日

令和7年4月26日

※投票日以降

与那原町長 殿

氏名
(名称) : 与那原三郎

住所 : 与那原町字〇〇〇△△番地

電話番号 : 098-〇〇〇-〇〇〇

記

1 請求金額 31,250 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年4月20日執行 与那原町議会議員一船選挙

4 候補者の氏名 与那原 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	〇〇 銀行 〇〇	支店・出張所
預金の種類	普通預金	当座預金
口座番号	354789	
ふりがな	よなばるさぶろう	
口座名義	<u>与那原三郎</u>	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与那原町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 預金の種類は該当するものを〇で囲んでください。
- 5 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

雇用年月日 (告示日～投票 日の前日)	報酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
1 <i>R7.4.15</i>	6,250 円	6,250 円	6,250 円	
2 <i>R7.4.16</i>	6,250 円	6,250 円	6,250 円	
3 <i>R7.4.17</i>	6,250 円	6,250 円	6,250 円	
4 <i>R7.4.18</i>	6,250 円	6,250 円	6,250 円	
5 <i>R7.4.19</i>	6,250 円	6,250 円	6,250 円	
計	円	円	31,250 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

(その2)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

届出年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

選挙名：令和7年4月20日執行
与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

※戸籍名

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R7.4.9	与那原町字〇〇〇△△番地 〇〇印刷(株) 代表取締役 明治太郎	枚 1,600	円 12,016	税込単価 1枚/円 7.51
		枚	円	
		枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

取入
割印
印紙

与那原町議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、選挙運動のための印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品物

公職選挙法第142条第1項第4号に定める選挙運動用ビラの作成

2 数量 _____ 枚

3 契約金額（税込） _____ 円
(単価 _____ 円 _____ 銭)

4 納入期限

令和____年____月____日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

6 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者

住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代表者

会社印
代表者印

(その2)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

申請年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

選挙名 : 令和7年4月20日執行
与那原町議会議員一般選挙

候補者 : 与那原 太郎

※戸籍名

記

1 契約年月日

令和7年4月9日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名又は名称 : 〇〇印刷(株)

(2) 住 所 : 与那原町字〇〇〇△△番地

(3) 法人の代表者 : 代表取締役 明治太郎

3 確認申請枚数

1,600 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,600 枚	1,600 枚
枚 数 計 (a)+(b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から与那原町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

(その4)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年月日

令和7年4月15日

※契約の履行後

選挙名： 令和7年4月20日執行
与那原町議会議員一般選挙

候補者： 与那原 太郎

記

	氏名 (名称)	〇〇印刷(株)
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所	与那原町字〇〇〇△△番地
	代表者	代表取締役 明治太郎
作 成 枚 数	1,600	枚
作 成 金 額	12,016	円
備 考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が与那原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、与那原町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 枚数 1,600 枚
(2) 限度額 7円51銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

(その4)

請求書 (選挙運動用ビラの作成)

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求年月日

令和7年4月22日

※投票日以降

与那原町長 殿

氏名
(名称) : ○○印刷(株) 印

住所 : 与那原町字○○○△△番地

代表者
氏名 : 代表取締役 明治太郎

電話番号 : 098-000-000

記

1 請求金額 12,016 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年4月20日執行 与那原町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 与那原 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	○○銀行	○○	支店・出張所
預金の種類	普通預金	・	当座預金
口座番号	987654		
ふりがな	だいひようとりしまりやく めいじたろう		
口座名義	代表取締役 明治太郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与那原町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 7.51	枚 1,600	円 12,016	円 7.51	枚 1,600	円 12,016	円 7.51	枚 1,600	円 12,016	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その3)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

届出年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

※戸籍名

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R3.4.9	与那原町字〇〇〇△△番地 〇〇印刷(株) 代表取締役 明治太郎	枚 15	円 12,000	税込単価 1枚/円 800
		枚	円	
		枚	円	

備 考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約書

取入
印紙
割印

与那原町議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と _____
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品物

公職選挙法第143条第1項第4号の2及び同項第5号に定める選挙運動用ポスター

2 数量 _____ 枚

3 契約金額 (税込み) _____ 円
(単価 _____ 円 _____ 銭)

4 納入期限

令和____年____月____日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、与那原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、与那原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は与那原町には請求できない。

6 その他

令和____年____月____日
甲 与那原町議会議員一般選挙候補者

住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代表者

会社印
代表者印

(その3)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

申請年月日

令和7年4月15日

※告示日以降

与那原町選挙管理委員会委員長 殿

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

※戸籍名

記

1 契約年月日

令和7年4月9日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名又は名称：〇〇印刷(株)

(2) 住 所：与那原町字〇〇〇△△番地

(3) 法人の代表者：代表取締役 明治太郎

3 確認申請枚数

10 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	15 枚	10 枚
枚 数 計 (a)+(b)	15 枚	10 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から与那原町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

(その5)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年月日

令和7年4月22日

※契約の履行後

令和7年4月20日執行

選挙名：与那原町議会議員一般選挙

候補者：与那原 太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名 (名称)	〇〇印刷(株)
	住所	与那原町字〇〇〇△△番地
	代表者	代表取締役 明治太郎
作成枚数	15	枚
作成金額	12,000	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	10	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が与那原町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、与那原町に支払請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額

単価 1,250円

単価×確認された作成枚数＝限度額

(その5)

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求年月日

令和7年4月22日

※投票日以降

与那原町長 殿

氏名 (名称) : ○○印刷(株) 印

住所 : 与那原町字○○○△△番地

代表者 氏名 : 代表取締役 明治太郎

電話番号 : 098-000-000

記

1 請求金額 8,000 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年4月20日執行 与那原町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 与那原 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	○○銀行	○○支店	出張所
預金の種類	普通預金	・	当座預金
口座番号	987654		
ふりがな	だいひょうとりしまりやく めいじたろう		
口座名義	代表取締役 明治太郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与那原町に支払を請求することはできません。
- 3 預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 5 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)

選挙におけるポスター掲示場数	10 箇所
----------------	-------

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 800.00	枚 15	円 12,000	円 1250	枚 10	円 12,500	円 800.00	枚 10	円 8,000	

備 考

- 1 「選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

与那原町議会議員及び与那原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 選挙運動用自動車の公費負担（第3条—第6条）
- 第3章 選挙運動用ビラの公費負担（第7条—第9条）
- 第4章 選挙運動用ポスターの公費負担（第10条—第12条）
- 第5章 雜則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、与那原町議会議員選挙及び与那原町長選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「候補者」とは、与那原町議会議員選挙又は与那原町長選挙における候補者をいう。

2 この条例において「選挙運動用自動車」とは、法第141条第1項の自動車をいう。

3 この条例において「選挙運動用ビラ」とは、法第142条第1項第7号のビラをいう。

4 この条例において「選挙運動用ポスター」とは、法第143条第1項第5号のポスターをいう。

第2章 選挙運動用自動車の公費負担

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第3条 候補者は、32,250円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、与那原町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）

第5条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（1） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に

限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 32,250 円を超える場合には、32,250 円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 7,900 円を超える場合には、7,900 円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,780 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が 6,250 円を超える場合には、6,250 円）の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第 6 条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第 1 号に定める契約と同条第 2 号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

第 3 章 選挙運動用ビラの公費負担

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 7 条 候補者は、第 9 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 3 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第 8 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第 9 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7 円 51 銭を超える場合にあっては、7 円 51 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内であるものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 3 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第 4 章 選挙運動用ポスターの公費負担

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第 10 条 候補者は、第 12 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 3 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 11 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 12 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,250 円を超える場合には、1,250 円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 10 条後段において準用する第 3 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第 5 章 雜則

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。